

第四十八回国会 衆議院 内閣委員会議録第九号

昭和四十年二月二十五日(木曜日)

午前十時三十五分開議

専門員 加藤 重喜君

出席委員

委員長 河本 敏夫君

理事伊能繁次郎君

理事辻 寛一君

理事八田 貞義君

理事村山 喜一君

理事岸高君

大橋 武夫君

塚田 徹君

保科善四郎君

西ヶ久保重光君

受田 新吉君

出席國務大臣

法務大臣 高橋 等君

國務大臣 小泉 純也君

出席政府委員

検事長 勝尾 謙三君

検事(大臣官房) 鹽野 宜慶君

検事(大臣官房) 新谷 正夫君

検事(民事局長) 大澤 一郎君

検事(矯正局長) 武内 孝之君

検事(保護局長) 鈴木信次郎君

検事(人権擁護局長) 八木 正男君

検事(入国管理局長) 吉河 光貞君

検事(公安調査庁長官) 辻 辰三郎君

委員外の出席者

検事(大臣官房) 辻 辰三郎君

検事(大臣官房) 辻 辰三郎君

検事(大臣官房) 辻 辰三郎君

検事(大臣官房) 辻 辰三郎君

検事(大臣官房) 辻 辰三郎君

検事(大臣官房) 辻 辰三郎君

検事(大臣官房) 辻 辰三郎君

第一類第一号 内閣委員会議録第九号 昭和四十年二月二十五日

二月二十四日

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇一號)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇一號)

法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一號)

○河本委員長 これより会議を開きます。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。

小泉國務大臣。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法の一部改正

第一条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「二十七万六千五百十人」を「二十七万八千六百三十三人」に、「二十七万三千二百二十三人」を「二十七万四千六百七十六人」に改め、同條第二項中「三万四千九百六十三人」を「三万五千五百六十一人」に、「三万九千五百五十三人」を「四万四千五百五十三人」に、「二十四万六千九百九十四人」を「二十四万七千五百九十二人」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第六十六條第二項中「二万四千人」を「二万七千人」に改める。

別表第三中「第七航空団司令部一埼玉県入間郡武蔵町」を「第七航空団司令部一茨城県茨城郡小川町」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、

第二条中自衛隊法別表第三の改正規定は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

理由

防衛庁の任務遂行の円滑を図るため、防衛庁の職員を改めるとともに、自衛隊の任務遂行の円滑を図るため、予備自衛官の員数を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○小泉國務大臣 今回提出いたしました防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案の提案の理由及び内容の概要について、御説明申し上げます。

まず、防衛庁設置法の一部改正について御説明いたします。

前年度に引き続き、第二次防衛力整備計画にのっとり、防衛力の内容充実につとめることとし、昭和三十九年度の定員を改め、防衛庁本庁の職員を千五百五十三人増加することとしております。その千五百五十三人のうち、千四百九十八人は自衛官であり、残りの五十五人が自衛官以外の職員であります。

自衛官の増加は、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官でありまして、海上自衛隊における増員は五百九十八人で、艦艇の増強並びに航空部隊の整備及び後方支援部門等の充実のために充てるものであり、航空自衛隊の増員は九百人で、飛行部隊及びナイキ部隊の新編等を行なうにあたって必要となる人員であります。

自衛官以外の職員五十五人は、海上自衛隊の要員に充てるものであります。

次に、自衛隊法の一部改正について御説明いたします。

第一に、自衛隊の予備勢力確保のため、予備自衛官三千人の増員を行なうこととしております。

第二に、第七航空団の司令部の所在地を移転することとしております。

以上、法律案の内容を御説明申し上げますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願いいたします。

○河本委員長 法務省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑を行ないます。通告がありますので、これを許します。受田新吉君。

○受田委員 今度の改正案の中で二、三の点を特に指摘して、その真相を明らかにしていただきたい点がございますので、簡明にお答えを願いたいと思っております。

法務省設置法は、そのつど改正案をお出しになつて改められつつあるのでございますが、法務省の中に他の省にない官職がある。これは一つの問題点があるわけです。ちょっと変わった、いわば省略した官職、ポストがあると思つて、共通のポストの中に法務省に欠けているポストを御指摘を願つて、その趣旨を御説明願いたいと思つております。

○監野政府委員 御質問の趣旨が必ずしも的確に理解申し上げることができないのでございますが、各省と比較いたしまして法務省の特別の機構という点になりますと、私も思いつきますのは、各省には官房長という制度がございまして、法務省にはさような制度が従来置いてないということが目につく点でございます。

○受田委員 その置いてない理由を御説明願いたいと思ひます。

○監野政府委員 従来法務省におきましては、官房に課が二つ、部が二つ置かれておりました、それぞれの担当部局を部長なり課長なりが総括いたしておりましたので、その上に官房長を置くということは必要ないというふうな考え方で、従来これを置いてないのでございます。

○受田委員 これは政務次官が大いにその実権を握っておられるというふうな問題、たとえば法案提出に対して国会との連絡を密にする役、大臣の補佐役として果たす道もあるわけです。大臣が心得ていないで事務当局が心得ている問題等も、この間も私ここで指摘したとおりです。そういうふうな国会関係等を緊密に片づけていくというふうな大事な問題などが、官房長という職がないためにおろそかにされて、その省内の連絡、調整の責任が十分果たされてないというふうな感じがございませぬか。これは法務省という独特の使命を持った秩序維持の機関として当然であるといえればそれまででございますが、そうした問題、あるいは特に法務省には各局の性格が独立性を持ち過ぎていておそれもあるのでございますから、そういうふうなものも連絡、調整あるいは判検事等で行政職の任に当たっておられる人々もある、こうしたなかなか変わったお役所でございまして、法務大臣として、その連絡、調整をはからせ、事務、政務の円滑な提携をはからしていく上に不都合ではないか。遠慮されなくて、官房長を置かれてもいいのじやないかと私も思ひます。法務省だけにないのでございまして、これはあなた御自身がお考えになられて、どうも法務省にやはり

官房長を置いて、その間の連絡、調整をはからせ、大臣との間の事務折衝の任務を十分つかまざらせないような措置をされてもいいのではないか、私はそう思ひます。

○高橋等國務大臣 御指摘の点について私も同感でございます。着任以来官房長を置くためにいろいろ検討いたしました。その結果、今年度の予算にあたりましては、官房長の要求をいたすという点で実は出発をいたしました。いろいろと折衝をいたしました。臨時行政調査会の答申で、官房長制度は総務局長制度に切りかえたほうがいいのではないかと意見が、実は出ております。政府としても、実はその線で検討を進めておるということがあります。またこれは機構の新設という点ではできるだけ避けようという方針を内閣で立てておいた関係もありますので、かたがた一年だけこれを見送ろう。それで、総務局長がもしできるならば同じようにやる。もし来年度も総務局長ができればよろしく、これは御説のように官房長をぜひ法務省に設置して、いまおっしゃったような円滑な法務省の行政の運営ができるように運びたい。私は全く同感であり、そうしてその措置をとってまいりましたのでございませぬが、いま申し上げましたような事情で、ことは御審議を願う段階に至っておらないことを御了承願ひしておきます。

○受田委員 このことは、他の省が全部用意しておる、法務省の一つ残つておるわけですが、行政の運営上の効果をあげるための機関として他省が全部できておるのに、法務省が一つだけ遠慮しておる必要はない。新しい機構として臨調の答申に対する実施本部で何らかの具体策をお立てになると思ひますけれども、そうした構想だけは一応持つておられて、これが実効をあげるという形に御努力をされることは、私筋合ひとして不当でないと思ひます。特に法務省の各局のセクト主義というものが、省議をもつて解決できるかどうかという問題もある。やはり行政長官としての立場と同時に、大臣は國務大臣でありますから、その間の調整

を十分おとりになられて、法務行政の円滑な遂行をおはかりになる必要がある、かように思ひます。そこで具体的な問題に入っていきますが、私この間から指摘しておりました青少年のいろいろな施策を法務的に取り上げたい。健全な次代を育成する青少年育成という方針をおとりにならなければならぬのであります。委員各位の質問の中にも、そういう点に非常に憂慮した積極的発言が相次いで出ておることを、私もこの点については全く同感であります。そこで青少年の非行を防止して、その将来に希望を持たせるという行き方の法務行政の立場からお尋ねしたい点をいまから申し上げます。

第一は、刑事政策的立場から青少年対策をどのようにお考えになつておられるか、基本的な答だけでけっこうです。

○高橋等國務大臣 青少年の問題につきまして、これはまだ非常に年が若いので、指導のやり方をうまく持つていけば、そうした非行に対する反省ということがまだやりやすい年齢の立場にある、こういう考え方で、必ずしも刑罰というものを中心に考えようという方は、法務省としてはもちろん、いまの少年法も考えておらないし、私も考えておらない。むしろその保護を中心とした、また一般の犯罪少年以外の者については補導を中心としたやり方でいくのが適当である、こう考えます。しかし、非常に悪質な者につきましては、なお矯正のやり方につきまして、少し一般の少年院とは違つた少年刑務所等へ収容する者も、もちろんあるわけでございます。

なお、少年法自体につきましては、年齢の低下その他いろいろなことを実はいろいろと検討をいたしておられます。そしてまあ十八歳から二十三歳までのおりまの年齢でございますが、これを刑罰と保護とを、その人の発育状況その他を考慮して、刑罰を科する人もある、保護でいく人もあるというふうな一つの考え方に立つた新しい制度というものを、実は考えておるのでございます。

しかし、何ぶんにもこれは根本的な問題でございまして、いろいろと各方面の意見もまちまちでございまして、いましばらく各方面の意見を十分に聞きまして、これを調整をして、これなら間違いない効果があがるという確信を持つまでそうした検討を続けたい、こういうことで、ことしはこの問題を国会へ出すまでにまだ進んでおりませんが、検討を進めておることを申し上げておきます。

○受田委員 この年齢低下、少年法の規定で年齢を十八歳に引き下げるといふことは、一つの刑事政策的ですね。これは人間の心身の発達状況が、日本の場合にはどの時点をもって成年とするが適当であるかという民法第三条の成年規定とも関連してくるわけです。この間いただいた資料を見ますと、各国の少年年齢の上限の二覧がきわめてこれを如実に物語るおられるわけでございますが、文明諸国の中で二十歳をもって少年年齢の上限としているのは、まさにほんとうにわずかに、二、三カ国にしかすぎない。そのほかはもうはつきり十八歳が上限になっておる。この資料を出していただいたわけですが、このことは、刑事政策的に見て少年を束縛するといふ意味ではなくして、むしろ少年におとなになつた自覚を与え、みずから生き抜こうとする強い意欲を持たせる意味において、私は、このあたりではつきりと積極的保護策という意味から取り上げるべき問題じゃないかと思ひます。相当の長期間にわたつて御検討をされておられますし、青少年の環境をりっぱにして、児童憲章にいわれておるような、児童はよい環境に育てられる、社会の一員として尊重される、こんなりっぱな国の政策ができていない段階では、そうした刑事政策的要素を考慮せざるを得ないという見方も一つあるのございませぬが、一方においてよい環境をつくる積極的意欲を政府が持つて、非行少年を培養しない、あたたかい温床であるといふ形の政治をする、同時に、青少年に自覚を与えるという意味から、少年法にそろそろ手をつけられていいと思ひます。長期調研

究をされておる問題で、ごく最近から研究を始め  
た問題ではないと私は思うのです。一応のアドバ  
ルーンをお上げになられて、それに対して、相当  
長期間に検討されたこととごまいますし、欧米の  
文明諸国家が採用している成年年齢との関係から  
いっても、日本があえてこの点で先進国におくれ  
をとる必要はないと思うのです。いかがですか、  
大臣。

○高橋(等)國務大臣 私は、いま受田委員のおつ  
しやるとおりの考え方のもとに、少年法改正につ  
いて積極的に法務省が取り組んでいくようにとい  
うことを、着任早々指示をいたしました。しか  
し、いろいろとやっています上に、これはまだ裁  
判の制度のいろんな整備せねばいかぬ問題もござ  
います。あるいはまた矯正方面のいろんな問題、  
どういふ矯正をやればいかという問題も、まだ  
もう少し研究せねばならぬ。それから、いまは受  
田委員のように積極的に賛成の方もございます、  
なおむしろ保護主義でいくべきじゃないか、また  
少年院その他の設備施設を、あるいは運営を改善  
をして、そういう方面からまず手をつけた上でこ  
れをやったほうがいいじゃないか。心理学者、あ  
るいは法律学者、あるいは法曹関係、あるいは國  
民の間で実はいろんな意見があつて、まだ十分  
にその点もまともしておるとは申せません。いま  
この重大な問題に臨みますには、もう少し少  
うした方面に十分な理解を持ってもらうように  
やつていかねばならない。また、いま申しました  
矯正方法の問題、あるいは裁判所との関係という  
ようなものが、なかなかまだ調整が困難でござ  
います。そういうような諸般の事情を考へて、私自  
身はこうすることが正しいと考へておりますが、  
それをいままさく実現をしようというところは、  
少し時期的に急ぎ過ぎておるのじゃないか、そう  
いう事情で、ことしはまだ検討を続けておる段階  
で、何とか私はこれはまともめていくべき必要があ  
ることを申し上げておきます。

○受田委員 これは、おとなの社会に大きな欠陥  
がある。政治の貧困がある。われわれ政治家の責  
任もある。いろいろな問題があると思ひます。見  
るに明らかな環境に育てられなければならないの  
だ、社会の一員として尊重されなければならないの  
憲章違反を現実に行つておる。しかし、このこと  
ともう一つ、やはりおとなになつた自覚と、その  
自覚に伴う行動とは、十分並行して考へなければ  
ならない問題であつて、十八歳から二十歳の間の  
犯罪が一番多いわけです。資料をいただいたもの  
の中から見ても、成年に達する直前の犯罪が非常  
に多い。おそろく青少年は、文明の恩沢に浴して  
おりますから、法規がこういふふうになってきて  
ということになれば、立法國家の青年として自覚  
を持つに至るであらう。二十歳に達せざる  
ゆゑをもつてどのような犯罪を犯しても死刑にな  
ることはないのだという安心感も、一部手伝うか  
もしれません。これはやはり法の趣旨を徹底させ  
ることによつて、先進國並みに進歩した法律に十  
分従つてくれということ、十分の準備期間、準  
備期間を置いて——即時実施ということじゃなく  
て、こういふことは準備期間を置くべきですから、  
準備期間を置いて後に実施するという方向をもつ  
てやるならば、刑知徹底も事欠かないと思ひ  
ます。この点は、法務當局の刑事政策が、単に処  
罰されるものでなくして、善を進めていくとい  
う積極的な保護政策という意味から、別の意義を考  
へていただく必要があるのではないかと私は思ひ  
ます。おとなの犯してゐる大きな犯罪から、子  
供がこれを学びとらうとする動きもあるわけ  
です。悪いことをして平然と国会議員の地位にある  
という行き方等も、われわれお互いに自覚しなけ  
ればならぬ問題なんです。この点は真剣にかつあ  
る程度早急に結論を出して、かつこの少年法改正  
等の問題は、一定の準備期間を置いて周知徹底を  
はかるということ、決しておろそかにしない方  
法をもつて御進行願ひたい。

いま一つこれに関連して、犯罪のことでお尋ね  
したいことがあります。国会議員の選挙を頂点と  
する公職選挙法なるものは、これはよほど問題が  
ひそんでおります。少々悪いことをしても、適当  
に取り調べ段階でこまかしていけば罪を免れると  
いう不届きな連中もおるわけですよ。そしてわか  
りながら、一番さらに控訴、上告と最後までお  
りながら、国会議員に当選したら任期一ぱいはそ  
任にあるというふうな不心得者があります。こう  
いうことは、國民に当然悪い印象を与へ、青少年  
にもこれは非常に悪影響を及ぼすのだが、明白な  
事実に基づいて審理が続けられ、判決された裁判  
は、上級裁判所においてスピード裁判をやつて、  
でき得べくんば、公職選挙法の当選後三ヶ月以  
内に失格したものに對する繰り上げ当選の規定を  
生かせるようなスピードアップはできないか。そ  
れができなければ、せめて前の法律できめられた  
六ヶ月とか一年とかいふ、選挙違反事件のために  
失格したものに對する繰り上げ当選の期間を延長  
するとかの措置を講じて、國民のきれいな選挙に  
よつて選ばれた者が議員の地位にあるという形に  
御協力いただけませんか。

法務當局の御答弁と裁判所関係の御答弁と両方  
要ると思ひますが、法務省であつて御答弁願  
ればそれでけっこうです。

○高橋(等)國務大臣 御指摘のように、公職選挙  
法違反事件は、事件の性質上、これを早急に決定  
いたす必要があることは仰せのとおりでございま  
す。公職選挙法によりまして、原則としてこれ  
を受理した後において百日内に処理をするよう  
に、判決までいよいよということが規定をせら  
れておるのでございます。いろいろな問題からこ  
れが非常に長引くということになつて、だんだん  
促進はされておるのでございますが、なお相当長  
期間を要しておるものもあることは否定できな  
い。まことに遺憾に存じておるところであります。

○受田委員 まことに遺憾で片づけられない問題  
だと私は思ひます。裁判を促進する規定がある  
のです。特に公職選挙法に規定する次点の繰り上  
げをはかるという趣旨にも反することになる。  
この点は、違反をして当選をした者がその座に長  
くあるという異例の腐敗した状態が、国会の中  
にも見られるわけなんです。どうですか、百日内  
という規定が現在では空文化してゐるわけですね。  
これをスピードアップして、控訴、上告、直ちに  
これの審理に当たつては空文化してゐるわけな  
かっこうになりませんか。空文にさせない方法  
はないですか。

○高橋(等)國務大臣 この原因は種々あるの  
でございますが、一般的には、事件数に比べまして裁  
判官、檢察官等の人員が不足しておることほも  
ろんでございます。そのほかに、この事件につきま  
しては、弁護士が都市に集中してゐる關係もあり  
まして、当該裁判所所在地にない弁護士が弁護  
士として選任される等の事情によつて、公判期日  
を継続的に指定することが非常に困難である場合  
があります。またこの選挙法違反事件の中には、  
被告人、証人その他の關係人が多数にのぼるも  
のが少なくない。またその立証にあたりまして、  
書証によることの同意が得られませんでした。こ  
もつぱら証人等の人的証拠によることが多いの  
です。これらの場合におきまして、現行の訴訟手続  
法の制約もございまして、短時間でその立証を  
くすといふことがなかなか困難な場合があります。  
なお、一部には、この種事件の性質上、御指摘の  
ように審理が長引くことが被告人にとつて有利な  
結果になる。要するに現職ですつと続けられると  
かいうような結果となる場合がある關係上、審理  
引き延ばしの弊に出るのではないかと疑われ  
るようなものもある。これは訴訟手続上合法的に  
それをやつてゐるわけですよ。そういうようなこと  
で、われわれもいたしまして、事件受理後百  
日内に第一審判決まで持つていきたいといふこ  
とでいろいろとやつております。近時だんだんと  
スピードは上がつてまいつておりますが、なお御  
指摘のような点があるのをごまいます。これはま  
ことに遺憾でございまして、檢察といつたしま  
して、これをスピードに処理する必要を精切に

感じております。あとは裁判所の関係でございますが、裁判所とも連絡をとりまして、とにかく早く片づけなければいかぬということは、私も痛感いたしておるのでございます。実情は、いま申し上げましたような点を克服しなければならぬ、訴訟手続まで考えていかなければいかぬじゃないか、あるいは裁判官等の特別の差し繰りも考えてやってもらわなければならぬというような、いろいろな問題がございますが、いま申し上げましたようなことでこれを処理していきたい、こういうふうに考えております。

○受田委員 これで質問を終わりますが、大臣、私は選挙の公明ということはすべての政治の根源であると思います。きれいな選挙できれいな人が出ていくという形、そして国民がみずからの手のみずから選ぶ自由を束縛してはならない。検査の責任者がみずから大事件を起こすような腐敗墮落した政界の実情を大臣も嘆いておられるので、公明なる選挙によって公明な人が出ていくというために、裁判も迅速に、検事もその他もできるだけ選挙戦に集中して不正を摘発して、ヨーロッパの選挙並みのきれいな選挙に切りかえるために、日本の腐敗墮落した選挙戦をきれいにさせるために、裁判のスピードアップとともに、公職選挙法とも関連しますが、あなたは国務大臣として、選挙で失格したものの繰り上げ当選は、せめていまの三カ月を六カ月とか一年とかに延ばして、何ぼおそくとも一年くらいには最高裁も片づけなければならぬ、こういう意味で、ひとつ檢察陣容の選挙戦への集中作戦、そして判事の動員による証拠固め等もありましょうが、すべての案件に先立って、この選挙違反事件の処理を急速にやる。そのことは、法務当局によって選挙の公明を期するというメスを握っておると思うのです。ひとつもつとききれいな選挙をして、きれいな政治家が国民の信頼の上にきれいな政治ができるように、まず法務当局からがんばっていかうではありませんか。

○高橋(等)国務大臣 選挙がいろいろと腐敗墮落しているものが出てまいっております。最近にお

ける地方選挙の例等を見ますと、全くこれではもう国民もあいつをつかしてしまいうらう。実に民主主義の根本に触れる問題があるのであります。私は、この選挙につきましての檢察の捜査につきまして、常に厳正なる態度で、しかも全力を集中してこれが檢察、捜査を行なうように指示いたしております。ことに今度は参議院の選挙も行なわれることになりま。中には、いかがわしい事前運動等がすでに行なわれておるような世評もあるの

でございます。これは檢察陣に対しては、指示もいたしております。従来いたしておりましたが、明日は検事長を東京へ招集いたしまして、重大なこれらの指がもいたしたい。とにかく選挙を公正に、きれいな選挙をやつて違反をなくすということが、政治を正す根本でございます。違反があります場合は、檢察としましては容赦なくこれを取り縮まっていき、問題によりましては摘発をしていく、こういうことで実は進んでまいっておるようなわけでございます。なお、裁判の迅速化につきましても、もちろん檢察のほうもそうした努力は払っておりますが、裁判所もそうした考えに立っておると思ひますが、よく連絡をいたしていきたいと考へます。

選挙法自体の問題につきましては、御意見を承らしていただいております。○河本委員長 次会は、明二十六日午前十時理事會、十時三十分より委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。午前十一時十四分散會